

## リフォーム減税 確定申告

### 増改築等工事証明書を発行するために必要な書類

建物の登記事項証明書の写し	改修工事を行った家屋のもので、所有者が証明申請者であること
工事請負契約書の写し	当初契約と最終支払金額に変更がある場合は、変更契約書等も必要です。ない場合は領収書や振込明細書、通帳コピーなど工事代金の支払いが確認できるものもご提出ください
工事費内訳書(見積内訳書)	どこをどのようにリフォームしたか等、減税対象工事の詳細がわかるもの
工事前と後の間取り図面	間取りの変更がない場合は現在の間取り図があればOKです。図面がない場合はご相談ください
工事前と後の写真	リフォームを行った部屋すべて。工事前の写真がない場合はご相談ください
補助金等の給付証明書のコピー	補助金や住宅改修費の給付を受けている場合は、その証明書のコピー
増改築等工事証明書発行依頼書	申請者の住所・氏名・年齢・工事完了年月日等必要事項を記載ください

※その他、税の種類やリフォームの内容により必要と思われるものをご連絡することがあります

2018年2月 株式会社テイキング・ワン  
太宰府市大佐野3丁目11-5  
092-919-5885  
<http://www.taking-one.com/>